

吹田市公民館条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 吹田市吹一地区公民館 <u>吹田市内本町3丁目19番21号</u></p> <p>(2) }          5 } -----略-----          (29) }</p> <p><u>2 吹田市吹一地区公民館に分館を設置し、その名称は、吹田市吹一地区公民館さんくす分館とし、その位置は、吹田市朝日町3番505号とする。</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 吹田市吹一地区公民館 <u>吹田市内本町2丁目2905番1</u></p> <p>(2) }          5 } -----略-----          (29) }</p>